

わかやま 県議会 だより No.15

平成24年【2012】
2月5日発行（年4回発行）



郷土の誇り
川湯温泉 仙人風呂
(田辺市)
川底から湧く源泉に
大塔川の清流を引き入れた
野趣あふれる大露天風呂。
冬期限定で2月まで
楽しめます。



12月定例会号

主な記事
2～3面 平成23年12月定例会概要
4面 議会活動／常任委員会活動レポート
県議会からのお知らせ



「よい歯を育てるコンクール」審査風景(提供:和歌山県歯科医師会)



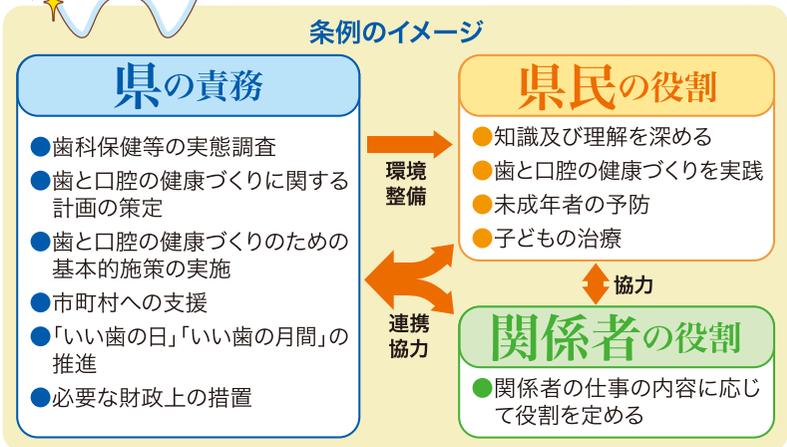
主役は
県民の皆さんです！

条例のあらまし

- すべての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むことを求めています。
- 県民、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者、医療保険者の役割を明記しました。
- 県は実態調査を行い、計画を策定し、基本施策を実施することで環境の整備に努めます。



条例案検討会



議員提案による

歯と口腔の健康づくり条例制定

和歌山県民の

専門家から一言

大阪大学歯学部附属病院 准教授 玉川 裕夫

和歌山県の条例案とその主旨を最初拝見したときは、要点が無駄なく整理されているという印象でした。その後、良い方向に話が進み、関係者の皆様の努力が結実して、条例成立にまで至ったことを高く評価したいと思います。また、県民意見の募集で3桁の反応があったことも素晴らしいことです。

とはいえ、実際のところはこれから、歯と口腔の健康づくりを内容あるものとするには、解いていかなければならない問題がたくさんあるかと存じます。行政、議会関係者をはじめ、多くの分野でさらなる努力が求められる条例が成立したとも言えるのではないのでしょうか。

関係者がお互い知恵を出し合って、ぜひ成果物を生み出し、和歌山県民の期待に応えていただきたいと存じます。

座長に聞く

歯科保健推進に係る条例案検討会 座長 尾崎 太郎

条例制定にあたって、県民の皆さんへのメッセージを。

歯と口腔の健康は、身体全体の健康と深く関係しています。質の高い生活を実現していくためにも、県民の皆さんが正しい知識に基づいて、むし歯や歯周病の予防に努めていただきたいと思っています。

この条例の特徴やねらいはどこにありますか。

生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを念頭に置きながら、特に子どもを重視したということが特徴です。「二生の財産」である子どもたちの歯を守りたい。育児放棄、虐待を歯で察知し、関係者との連携のもとに、子どもたちの健全な成長を守っていききたい。そのような思いをこめた条例です。

近畿府県では、初の歯科保健推進の条例ですね。

それだけに、条例に基づく先進的な施策が実施されることを、私は大いに期待しています。

条例は4月1日に施行されますが、これからの取組について。

この条例は、県民の皆さんと県当局・県議会がともに手を携えて、歯と口腔の健康づくりをしっかりと推進していくためのものです。我々県議会といたしましても、予算措置や具体的政策の面でしっかりと提案をし、ときにはただだてまいるたいと考えています。



11月8日はいい歯の日、
11月はいいい歯の月間です。(条例第12条)

チャレンジ・ザ・条文
条例の全文を、ぜひお読みください。
和歌山県民の歯と口腔